

消費者団体訴訟制度の 一層の活用に向けて ～連携促進と資金支援～

2024年7月25日
専務理事 板谷伸彦

消費者機構日本の活動実績

1. 差止請求

- ・ これまでに申し入れた差止請求は、206件。うち是正されたものは158件。
- ・ 差止請求訴訟の提起は現在までに9件（現在1件係属中）。
- ・ 是正された案件は、銀行、建設会社、スポーツジム、通販会社など多業種にわたる。

2. 被害回復

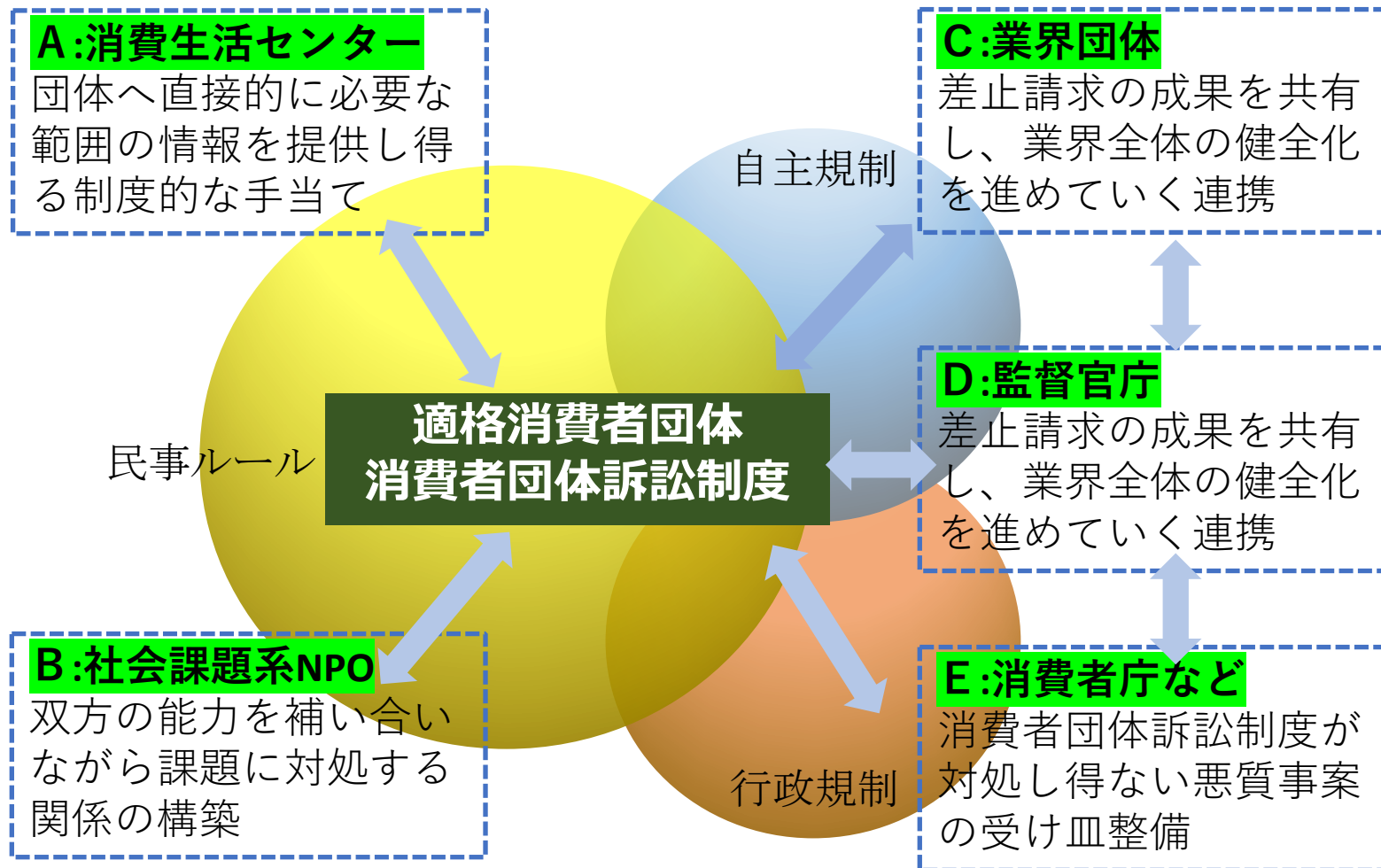
(1) 提訴案件

- ① 東京医大事件（分配まで完了）・・・対象消費者559名に対して51,183,104円を分配
- ② 順天堂大学事件（分配まで完了）・・・対象消費者1,184名に対して127,064,222円を分配
- ③ ワン・メッセージ（情報商材販売業者）事件・・・支配性要件で却下されていたところ、最高裁で原判決破棄、差戻審係属中
- ④ 文化芸能国際交流機構（JAEXA）事件・・・東京地裁に係属中

(2) 訴訟外での解決事案（いくつかの事例）

- ① 大東建託事案・・・任意に約500名に対して最大30万円/人を返金。
- ② 昭和大学事案・・・任意に5,232名に対して入学検定料相当額を返金。
- ③ 聖マリアンナ医科大学事案・・・任意に入学検定料相当額を返金。
- ④ オンライン資格学校事案・・・任意に111名に対して、未受講の授業料を追加返金。

関係機関・団体・市民社会が、 適格消費者団体を通じて、消費者団体訴訟制度を活用するあり方



(資料) 事業部門別損益 (COJ)

差止請求部門収支(消費者機構日本)

単位:円

		準備段階費用	差止請求	年度計
収益	2017年度			0
	2018年度		250,000	250,000
	2019年度			0
	2020年度			0
	2021年度		300,000	300,000
	2022年度		300,000	300,000
	2023年度			0
	計	0	850,000	850,000

費用	2017年度	2,004,926	2,364,110	4,369,036
	2018年度	1,742,846	2,722,601	4,465,447
	2019年度	1,612,302	2,163,770	3,776,072
	2020年度	1,737,033	2,211,083	3,948,116
	2021年度	1,475,222	4,125,633	5,600,855
	2022年度	1,238,269	3,598,995	4,837,264
	2023年度	1,241,315	6,902,533	8,143,848
	計	11,051,913	24,088,725	35,140,638

収支(7年間) ▲ 11,051,913 ▲ 23,238,725 ▲ 34,290,638

被害回復部門収支(消費者機構日本)

単位:円

		被害回復共通	東京医大 (H30.12提訴)	順天堂大学 (R1.10提訴)	ワンメッセージ (H31.4提訴)	JAEXA (R5.7提訴)	年度計
収益	2017年度						0
	2018年度						0
	2019年度	1,300,000					1,300,000
	2020年度	300,000					300,000
	2021年度		17,187,906				17,187,906
	2022年度			39,831,974			39,831,974
	2023年度	250,000					250,000
	計	1,850,000	17,187,906	39,831,974	0	0	58,869,880

費用	2017年度	2,515,161					2,515,161
	2018年度	3,513,608	575,054				4,088,662
	2019年度	2,956,656	230,512	788,593	1,140,764		5,116,525
	2020年度	2,328,838	3,861,363	108,814	317,410		6,616,425
	2021年度	2,056,947	9,923,762	3,394,126	2,089,524		17,464,359
	2022年度	2,876,376		3,887,193	634,954		7,398,523
	2023年度	3,316,145		11,443,333	134,692	650,386	15,544,556
	計	19,563,731	14,590,691	19,622,059	4,317,344	650,386	58,744,211

収支(7年間) ▲ 17,713,731 2,597,215 20,209,915 ▲ 4,317,344 ▲ 650,386 125,669

※「差止請求共通」「被害回復共通」欄の収益はNPO消費者スマイル基金からの助成金。

※赤字が簡易確定手続の費用・報酬として得られた金額。

基本的に収入無し

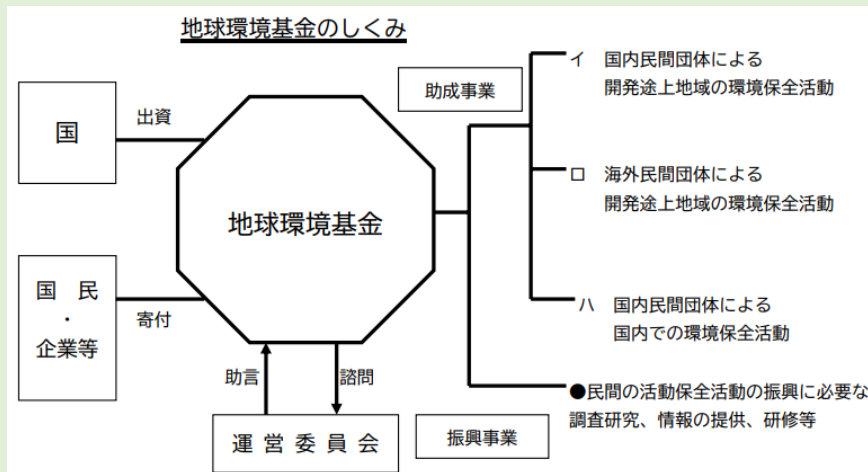
費用・報酬を得られるが、支払い能力のある事業者が訴訟に至るのはレアケース

事業収入や公的支援など収入源を制度に埋め込むことが必要

官民協働の資金支援例

地球環境基金

- 国と民間の双方からの資金拠出に基づいて設けられた基金。
(政府支出金94億円 + 民間支出金48億円)
- その運用益等から国内外の民間団体 (NGO・NPO) による環境保全活動への助成や振興を図る。



出典；環境省資料より加工

景表法違反のリカバリー策として

「確約計画」による寄付

- 景品表示法に課徴金制度が導入された際に、消費者の被害回復を促進する仕組みとして、事業者による自主的な「返金」と「寄付」の控除が検討されたが「寄付」は実現せず。
- 実際の納付命令で「返金」だけで機能せず。
- この際、10月施行の「確約制度」において、**確約計画における「事業者の自主的取組」の内容の一つとして寄付を位置付けるべき。**

少額・多数被害に対応する

被害回復手続の基盤整備

- 大規模な簡易確定手続きにも耐えられる**業務システムなどの基盤整備**。
 (共通義務は確定している段階であり、訴訟の一方当事者への便宜ではない)